

仕様書

1 業務名

令和7年度観光客入込数等調査業務

2 業務の目的

札幌市内の宿泊施設、交通関連事業者及び観光施設に対して、利用状況等の調査を行い、観光客受入体制の現状を把握するとともに、今後の集客交流促進施策の検討に資する基礎データを収集する。

3 業務履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで。

4 調査の概要

(1) 宿泊施設及び交通機関利用状況調査

札幌市内にある宿泊施設及び交通関連事業者に対し、その利用状況を年3回調査し、その集計結果を取りまとめる。

ア 調査対象

(ア) 宿泊施設

札幌市内にあるホテル・旅館など400施設程度。

(イ) 交通関連事業者

丘珠空港への発着便を有する航空会社、並びに札幌市内に事業所（本社及び支社を問わない）を有する路線・貸切観光バスなど130社程度。

なお、施設数は開廃業等による変動があるため、調査対象は事前に委託者から指定する。

イ 調査対象期間

(ア) 令和7年2月1日～令和7年5月31日（第1期）

(イ) 令和7年6月1日～令和7年9月30日（第2期）

(ウ) 令和7年10月1日～令和8年1月31日（第3期）

ウ 調査項目

(ア) 宿泊施設

a 客室規模（客室数、定員数、宴会場数など）

b 月別の利用状況（宿泊実人数、宿泊延人数、客室稼働数、道外客の利用状況（地域別）、修学旅行生の利用状況（地域別）、外国人の利用状況（国別））

c 環境配慮への取組、食に関する取組など（第1期のみ）

(イ) 交通関連事業者

航空輸送実績、道央・札幌自動車道通行台数、路線バス輸送実績、貸切バス輸送実績（いずれも、月別×出発地域別）。

(2) 雪まつり時期の宿泊施設利用状況調査

札幌市内の宿泊施設に対し、さっぽろ雪まつり時期の利用状況を調査し、その集計結果を取りまとめる。

ア 調査対象

札幌市内にあるホテル・旅館など 400 施設程度。

イ 調査対象期間

第 76 回さっぽろ雪まつりとその前後 2 日間を含めた期間

※開催期間に変更が生じた場合、柔軟に対応すること。

ウ 調査項目

客室規模（客室数、定員数）、利用状況（道内客、道外客（地域別）、外国人客（国別）の宿泊人数）。

(3) 観光施設利用状況調査

札幌市内にある観光施設に対し、その利用状況を年 3 回調査し、その集計結果を取りまとめる。

ア 調査対象

札幌市内にある観光施設など 70 施設程度。なお、施設数は閉館・休止等による変動があるため、調査対象は事前に委託者から指定する。

イ 調査対象期間

(ア) 令和 7 年 1 月 1 日～令和 7 年 6 月 30 日（第 1 期）

(イ) 令和 7 年 7 月 1 日～令和 7 年 9 月 30 日（第 2 期）

(ウ) 令和 7 年 10 月 1 日～令和 7 年 12 月 31 日（第 3 期）

ウ 調査項目

施設基本情報、来場者数（月別）、計上方法等

5 調査方法

(1) 調査手法

郵送またはインターネットを利用した調査とし、回答者が回答しやすく、負担のないような形式をとること。

なお、4 (1) の調査で使用する回答票は、宿泊施設用、交通事業者用（航空、高速道路、路線バス、観光貸切バス）でそれぞれ作成すること。また、回答票の作成に当たっては、「月別×国別」などの項目が表形式で視覚的にわかりやすいものになるよう心がけること。

調査先リスト、調査項目、過去の調査票については委託者から提供する。

(2) 依頼文の印刷、封入封緘、郵送

郵送で調査する場合、受託者は、依頼文・宛名ラベルの印刷（各種データは委託者から提供）、依頼文の封入・封緘、宛名ラベルの貼りつけ、調査対象への郵送等を行う。郵送にあたっては、札幌市からの委託により実施する調査であることを封筒に明記すること。なお、封入用封筒の作成、印刷、輸送（返信用封筒含む）に係

る一切の経費は、受託者の負担とする。

なお、一部の施設・事業者についてはメールでの調査依頼を希望しているため、委託者からメールアドレスの情報を提供する。

(3) 回答率

宿泊施設への調査の回答率は、施設数ベースで 60%以上、客室数ベースで 70%以上を目標とすること。また、交通事業者への調査の回答率は、事業者数ベースで 70%以上を目標とすること。観光施設への調査の回答率は、100%とすること。

それぞれの回答率が目標に満たない場合は、委託者と協議の上、電話等にて追加の協力依頼を行うこと。(追加の協力依頼は、1 施設・事業者あたり 2 回程度を想定)

(4) 回答内容の確認・入力

事業者からの回答内容を確認し、誤入力や異常値等があれば適宜、事業者への回答内容の確認・修正を行ったうえで、回答内容を委託者が提供するファイル (Microsoft Excel 形式) に入力する。

6 成果品及び業務期限

委託者が提供するファイルに入力した回答結果を、下記の期限までに Microsoft Excel 形式で納品すること。業務期限については原則以下のとおりであるが、変更が必要な場合は、必ず受託者へ報告の上、協議し承認を得ること。

(1) 宿泊施設及び交通機関利用状況調査

ア 第 1 期分

令和 7 年 7 月 11 日 (金) まで

イ 第 2 期分

令和 7 年 11 月 14 日 (金) まで

ウ 第 3 期分

令和 8 年 3 月 13 日 (金) まで

(2) 雪まつり時期の宿泊施設利用状況調査

令和 8 年 3 月 13 日 (金) まで

(3) 観光施設利用状況調査

ア 第 1 期分

令和 7 年 7 月 11 日 (金) まで

イ 第 2 期分

令和 7 年 10 月 31 日 (金) まで

ウ 第 3 期分

令和 8 年 1 月 30 日 (金) まで

5 著作権

- (1) 受託者は、委託者に対し成果物 (以下「本著作権物」という。) に関連する著作権 (著作権法 (昭和 45 年 5 月 6 日法律 48 号) 第 27 条及び第 28 条に規定する権利を

含む。)を譲渡するものとする。

- (2) 受託者は、成果物に関する著作人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (3) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。
- (4) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

6 留意事項

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。

また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等に当たっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者より廃棄の指示を受けた時は、速やかに個別調査票及び集計結果データの内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、委託者へ報告すること。

- (2) 受託者が提供を受けたデータ及び資料については、本調査の目的にのみ使用し、第三者に提供してはならない。
- (3) 成果品は著作権を含めてすべて市の所有とする。受託者は札幌市の承諾を受けないで他に公表、貸与、または使用してはならない。
- (4) 調査の実施にあたっては、札幌市の受託業務であることに留意し、適切な対応を心がけ、回答者に不愉快な印象を持たれないよう十分に留意すること。
- (5) 成果物に係る留意事項

本業務成果物については、意味不明、不完全または曖昧な表現の記述をしないように留意し、専門的または特殊な法律・技術用語については用語解説または注釈を付記すること。

また、成果物の納入後、本市において実施する成果物検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なる又は不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該個所の修正又は追加を行うこと。

また、委託者は、本業務の報告書等の成果物の一部または全部をホームページに掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭に置いて成果物を作成すること。

- (6) その他業務執行にあたっては、委託者と十分に協議し、その指示によって行うこと。業務の実施に当たって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず委託者と協議し承認を得ること。

7 環境への配慮について

本業務では、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 本業務の履行においては、札幌市グリーン購入ガイドラインに示された判断の基準を満たすこと。
- (6) 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。